

Ⅲ－４ 公務障害年金決定請求書の添付書類

※ 厚生年金と同時に請求する場合、重複する添付書類は、提出不要です。

(1) 組合員期間等証明書

履歴書又は人事台帳の写し（所属機関の長が原本証明したもの）でも可とします。

(2) 災害補償の実施機関の長による証明書

公務災害に認定されたことがわかる通知書（所属機関の長が原本証明したもの）でも可とします。

(3) 障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書

傷病に応じて定められた様式のものとなります。

呼吸器系結核、肺化のう症、けい肺（これに類似するじん肺症を含む。）その他、認定又は診査に必要と認められる傷病についてはレントゲンフィルムを、心疾患の傷病において、心電図所見のあるときは心電図のコピーを必ず添えてください。

(4) 請求者の基礎年金番号通知書のコピー

(6) (7) のいずれか、又は日本年金機構との情報交換により確認できる場合は不要となります。

◇ 請求者の氏名、生年月日及び住所等について、住民基本台帳ネットワークシステムによる確認を行うことができなかった場合

(5) 住民票

◇ 請求者が他の年金の受給権を有する場合

(6) 請求者が受給権を有する他の年金証書のコピー

請求者が他の年金の受給権を有する場合は必要となります。他の年金が併給調整の対象とならない年金のときは、決定後速やかに提出する場合事後提出を可とします。

(7) 請求者が受給権を有する他の年金の現在の支給額が確認できるもののコピー

請求者が受給権を有する他の年金が、併給調整の対象となる年金の場合は必要となります。

(8) 年金受給選択申出書

請求者が受給権を有する他の年金が、併給調整の対象となる年金の場合は必要となります。

◇ その他

(9) 年金受取機関の預金通帳等のコピー

障害厚生年金と異なる年金受取機関・口座に送金を希望し、その口座が公金受取口座として登録されていない場合は、『年金受取機関の証明（様式内）』または『下記の項目が確認できる通帳もしくはキャッシュカードのコピー』が必要となります。

- 金融機関名・支店名
- 口座番号又は通帳記号番号
- 本人カナ氏名

○公金受取口座登録制度とは

- 公金受取口座登録制度とは、国民の皆さまが金融機関にお持ちの預貯金口座について、一人一口座、給付金等の受取のための口座とし、国（デジタル庁）に任意で登録していただく制度です。
- 公金口座の登録、登録状況の確認や登録口座の変更、登録の抹消を行う場合は、マイナポータルからお手続きください。
詳しくは、デジタル庁ホームページの公金受取口座に関するページをご確認ください。

○年金受取口座として公金受取口座を利用する場合の注意点

- 公金受取口座の登録口座を変更しても、年金の受取口座は変更されません。
- 年金の受取口座を変更する場合には、公金受取口座の変更手続きとは別に「年金受給権者異動報告書（金融機関）」等の提出が必要です。
- また、公金受取口座での年金受取をやめ、別の口座を年金受取口座として指定する場合も「年金受給権者異動報告書（金融機関）」等の提出が必要です。

なお、その他必要な書類の提出を依頼することがあります。